

広島県告示第三百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、  
港道路海田大橋の通行料徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	主たる事務所の 在 地	委託した年月日 (委託期間)
名 称 及 び 代 表 者 氏 名 広島高速道路公社 理事長 石岡 輝久	広島市東区温品二丁目八番 二二三号	平成三〇年三月三〇日 (平成三〇年四月一日) 平成三一年三月三一日